



Title	「史蓄」小考：『史蓄問於夫子』の史蓄と『漢書』古今人表の史留
Author(s)	福田, 哲之
Citation	中国研究集刊. 2013, 57, p. 116-125
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58661
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「史籀」小考

—『史籀問於夫子』の史籀と『漢書』古今人表の史留—

福田哲之

よび管見のおよんだ先学の見解^(注2)を参考に校定した本文とそれにもとづく訓読を掲げる^(注3)。なお引用にあたつて古体字や通假字などは、可能な限り通行字に置き換えた。

『上海博物館藏戰國楚竹書（九）』所収の『史籀問於夫子』は、史籀と夫子との問答からなる古佚書であり、残存する十二簡は全て殘簡で篇題は見えず、篇名は内容にもとづく仮称である。ここに登場する史籀は、『論語』をはじめとする伝存の儒家系文献には見いだされないようであり、本篇によつてはじめてその存在が浮かび上がってきた人物である。本稿では先行研究を踏まえて残簡の釈読を試み、併せて史籀を中心若干の考察を加えてみたい。

はじめに整理者である濮茅左氏の「釈文考釈」^(注1)お

A 其□之。史籀曰、籀也、故齊邦敝吏之子也。無如圖也□【簡1】

（其れ之を□。）史籀曰く、「留や、故齊邦の敝吏の子なり。無如図也……」

B 既之以其子、子其身之式也。今吏子師之、君之、擇之慎矣。□□【簡2】

（既に之れ其の子を以てするは、子は其れ身の式なればなり。今吏の子は之を師とし、之を君とし、之

れを挙びて慎む。□……)

C 必危其邦家、則能貴於禹・湯。禹・湯則學自始□

【簡3】

(必ず其の邦家を危うくすれば、則ち能く禹・湯を貴べ。禹・湯は則ち自ら而めて……を学び……)

D □民氓不可侮。衆之所植、莫之能廢也。衆之□□

【孔子見季桓子簡25】 □莫之能豎也。子以此視是、不其難與言也。且夫□□【簡5】

(……民氓侮る可からず。衆の植うる所は、之れ能く廢すること莫きなり。衆の□……は之れ能く豎つること莫きなり。子此れを以て是れを視れば、其れ与に言い難からざるなり。且つ夫□……)

E □也。史籀曰、何謂八。夫子曰、内邪僞、幽色與酒、大鐘鼎、【簡6】 美宗室、驅騁畋獵、舉訟獄、此所以失【簡7】

(……なり」と。史籀曰く、「何をか八と謂う」と。

夫子曰く、「邪偽を内れ、色と酒とに幽れ、鐘鼎を大いにし、宗室を美んにし、驅騁畋獵し、訟獄を擧ぐるは、此れ……を失う所以にして……）

曷薦而不敬。子亦是之惻。史籀曰、何謂強、何謂

【簡9】 敬。夫子曰、敬也者、瞻人之顏色、而爲之爲、視其所欲、而□【簡8】

(……曷ぞ薦めて敬せざる。子も亦た是れを之れ惻まん」と。史籀曰く、「何をか強と謂い、何をか敬と謂う」と。夫子曰く、「敬なる者は、人の顔色を見て、而して為すを之れ為し、其の欲する所を見て、而して……」)

G □有民以來、未或能在立於地之上。一或不免有滑、不□【簡10】

(……民有りて以来、未だ或いは地の上に在立する能わず。一或いは滑ること有るを免れず、不……) 不可以弗戒。子之吏行、百姓得其利、邦家以厚。子之吏不行、百姓□【簡11】

(……以て戒しめざる可からず。子の吏として行うときは、百姓其の利を得、邦家以て厚し。子の吏として行わざるときは、百姓……)

H □聞子之言、大懼、不知所爲。夫子曰、善哉。臨事而懼、教不□【簡12】

(……子の言を聞き、大いに懼れ、為す所を知らずと。夫子曰く、「善き哉。事に臨み而して懼るるは、教不……」)

内容の検討に入る前に、史籀の問答相手である夫子について確認しておきたい。夫子は本来「あなた」・「あのかた」などを意味する普通名詞であり、整理者の濮茅左氏も指摘するように^(注4)『論語』や『孟子』をはじめとする儒家系文献には孔子以外の人物を夫子と称した例が見られ、必ずしも孔子に限定されるわけではない。したがつて本篇の夫子が孔子を指すとすれば、その根拠を明らかにする必要があるが、この点についてはすでに自明と見なされてか、いまだ論及されていないようである。

そこであらためて本文をみると、篇首部分の竹簡は残存せず、おそらくそこに記されていたと推測される夫子の名は知られない。また本文中の三人称はそれぞれ「史籀」（簡1・簡6・簡9）および「夫子」（簡6・簡8・簡12）であり、二人称は両者とも相手を「子」（簡5・簡9・簡11・簡12）と呼んでいる。さらに問答の内容面では「禹・湯」の尊重（C）、「強」や「敬」についての言説（F）などが見えるが、これらも夫子と孔子とを限定的に結びつける論拠とは見なしがたい。このように夫子が誰を指すかについては、なお検討の余地が残されて

いるのである。

ここで注目すべきは、本篇の夫子の用例がすべて三人称の「夫子曰」の形式をもつ点である。上述のごとく文献中の夫子の用例には、全般的に見ると確かに孔子以外の人物を指す場合も含まれる。しかし三人称の「夫子曰」の形式に限定すると、その場合の夫子は専ら孔子を指して用いられている。管見によれば、孔子の專称としての三人称の「夫子曰」の形式は、儒家系文献の特色と見なされ、孔子の言説を伝承していく際に独自の用法として定着したものと推測される^(注5)。この形式は上博楚簡の『君子為礼』（第五分冊所収）や『孔子見季桓子』（第六分冊所収）にも見えるが、とくに『史籀問於夫子』と書写者を同じくする『孔子見季桓子』^(注6)に孔子を指す三人称の「夫子曰」の例が見いだされることは、称呼形式の面のみならず書写者を紐帯とする両篇の緊密な関係性という点からも、『史籀問於夫子』の夫子が孔子を指す有力な傍証と言えよう。

このように本篇の夫子が孔子を指すことがあらためて確認されたことによって、史籀は孔子と同時期の春秋後期に活躍した人物であることが明らかとなる。

三

それでは残簡の内容を見ていこう。まず注目すべきは、A（簡1）において史^舊自身が「舊や、故^{もと}齊邦の敝吏の子なり」と語る出自である。残缺が多いため把握しがたい点が多いものの、『史^舊問於夫子』における孔子との問答は、この史^舊の出自を起点として展開されるようであり、さらに言えば、史^舊のこの出自に孔子の問答相手が他ならぬ史^舊でなければならない理由が存在したのではないかと思われる。B（簡2）は吏の世襲制の本質が時代とともに変化してきたことを述べたものとみられ、A（簡1）を受けた孔子の発言の一部と見なされる。

C（簡3）も内容から推して孔子の発言の一部であろう。簡首の「必ず其の邦家を危うくす」の語を踏まれば、おそらくその前に国家に危機をもたらす要因に関する言及があり、そうした事態を招かいたために、自らを慎み国家の興隆をもたらした禹・湯の尊重を説いたものと推測される。禹・湯を併称した例としては『左伝』莊公十一年に「禹・湯は己を罪して、其の興るや悖焉たり。桀・紂は人を罪して、其の亡ぶや忽焉たり」とある

のが参考となるが、本篇における禹・湯の尊重も当然のことながら、その対極に桀・紂が想定されていたと見てよいであろう。そうであるとすれば、史^舊の問い合わせて孔子が國家衰亡をもたらす為政者の愚行を列挙したE（簡6+簡7）は、内容上の関連からC（簡3）の前に位置した可能性が考慮される。D（孔子見季桓子簡25+簡5）もおそらく孔子の発言の一部であり、民衆を侮ることなく、慎重に対処すべきことを説いたものであろう。

F（簡8+簡9）は、前段の孔子の発言に出てきた「強」と「敬」について、史^舊がさらにその内容を問いたいと思われる。孔子の返答のうち「強」の部分は失われているが、「敬」の残存部から「顏色」や「欲求」が相手に対応する上での要点とされていていたことがうかがわれる。G（簡10）は内容から類推して、民衆の統治にかかる孔子の発言の一部ではないかと思われるが、前後の関連については十分に把握しがたい（注7）。

H（簡11）は史^舊に対して孔子がはたらきかけた発言の一部と見なされ、史^舊の立場を知る上で注目される。このうち「子之更行」について濮茅左氏は「讀爲『子之事行』。『事』、疑指興修水利・利民耕耘事」とし、また「百姓憂^元利」について「讀爲『百姓得其利』。『利』、亦

指水利益民」と述べた上で、「百姓得其利」と同じ語をもつ『後漢書』張純伝および『水經注』卷三十の記事を引いて、それらがいすれも興修水利にかかわることを指摘している^(注8)。しかし少なくとも残存簡には史留と水利事業との関連を裏付けるような記述は認められず、「百姓得其利」の合致のみから本篇を『後漢書』や『水經注』の記事と結びつけて解釈するのは飛躍と言わざるを得ないであろう。

大半の排列が不明であるため、全体の論旨を把握することは困難であるが、上述のごとく残簡中には、吏の子であるという史留の出自（A）や吏の世襲制にかかわる発言（B）、為政者（C・E）と民衆（D）との上下両方向にわたる対処や留意点を説く内容などが見いだされる。これらを踏まえれば、本篇は国家における吏の役割といった主題をもち、H（簡11）の当該部分は、「あなたが吏としてつとめれば、百姓は利を得ることができ、それによつて国家は富む。あなたが吏としてつとめなければ……」と、孔子が史留に対して吏の職務の重要性とその遂行を説いた発言と理解するのが穩當であろう。そしてこの理解に大過なければ、史留は吏として国家の中核を担うべき立場の人物であつたと見ることができる。さらにI（簡12）がHの孔子の発言を受けたものである

とすれば、「子の言を聞き、大いに懼れ、為す所を知らず」とその職責の重さに畏怖の念をいだく史留に対し、孔子は「善きかな。事に臨み而して懼るるは……」とむしろその畏れを是認し肯定的に評価せんとしたものと解釈されよう。

四

このように『史留問於夫子』の発見によつて、長らく伝承が途絶えていた史留なる人物の存在が明らかになつてきたわけであるが、ここであらためて注意を要するのは、『漢書』古今人表（中上）に史留なる人名が認められることがある^(注9)。

この史留については、顏師古注にも言及がなく、梁玉繩『人表考』も「未詳」と記すのみでこれまで不明とされてきた。したがつて、史留に関する情報はほとんど皆無と言つてよいが、留意すべきは、古今人表の人名が概ね時代順に配列されており、しかも関連のある人物をまとめて配置するなどの配列意図^(注10)が認められる点である。こうした状況を踏まえれば、前後に配されたの人物の時代や相互関係などを明らかにすることによつて、史留に関する手がかりが得られ、それによつて『史留問於

夫子』の中蓄との関係について一定の結論を導くことが可能となるのではないかと思われる。

以下ではこうした意図から、古今人表の史留の前後を含む人名と顏師古および梁玉繩の注のうち関連のある部分を引用し^(注)、時代と人物の両面から考察を加えてみよう。

(前略)

儀封人

長沮

桀溺

丈人

何蕡

楚狂接輿

梁玉繩曰、儀封人已下並始見論語。

師襄子

梁玉繩曰、師襄子始見史孔子世家・韓詩外傳五。……案師襄子是衛樂師、非論語擊磬

襄、故表判列兩人。

師己

梁玉繩曰、仁和孫孝廉傳會曰、表于前昭公時已置師己在第五、此乃樂記之師乙、以字形謗也、故與賓牟賈並列。

賓牟賈

梁玉繩曰、賓牟賈惟見禮樂記。

公肩瑕

顏師古曰、即公肩假也。

衛視夷

梁玉繩曰、公肩假惟見檀弓下。

顏師古曰、即式夷也。見呂氏春秋。

梁玉繩曰、案呂氏春秋惟長利篇有戎夷。廣韻注、戎、式皆姓。而表作視夷、古式字叶音試、大雅蕩篇不義從式可證、與視聲近相借、因知今本呂覽作戎譌也。又式夷違齊如魯、天寒而死、注謂齊之仁人、則此衛字亦誤。

史留

豫讓

威

青荓子

趙襄子

簡子子。

梁玉繩曰、青荓始見呂氏春秋序意。

梁玉繩曰、趙襄子始見左哀廿七、晉語九、

簡子子始見史趙世家。

(後略)

まず時代面についてみると、儀封人から公肩瑕まではいずれも『論語』・『史記』孔子世家・『礼記』樂記などに登場する孔子と同時期の人物たちによって占められている。問題となるのは、史留の前に位置する衛視夷であるが、顏師古は『呂氏春秋』の式夷に比定し、梁玉繩は

顔注をうけて今本『呂氏春秋』長利篇の戎夷をそれにあて、「視」と「式」とは普通、今本の「戎」は「式」の訛誤、さらに長利篇冒頭の「戎夷 齊を違りて魯に如く」の記述により衛視夷の「衛」は「齊」の誤りとみる。今本『呂氏春秋』長利篇に見える戎夷の逸話には、時代を特定し得るような人名や語句は認められないが、先に引いた冒頭の記述に注目すれば、魯がなおその勢力を保持していた春秋期の時代状況をうかがうことができよう。一方、史留の後に配された豫讓・青萍子・趙襄子に目を向けると、彼らはいずれも戦国初期の豫讓復讐譚にかかる人物たちであり、排列上の先後関係からも、史留の活躍時期はおおよそ春秋戦国の際以前と理解されていた可能性が高い。翟云升『校正古今人表』が史留以前を春秋とし、豫讓以後を戦国として時代を区分するのもきわめて妥当な見解と言えよう(注12)。

次に人物面では、上述のことく衛視夷についてはなお確拠を得がたいものの、豫讓からは明らかに別種のグループとして区分し得ることから、衛視夷および史留の配置は、それ以前の公肩瑕(假)までの流れをうけるものであった可能性が高い。ここであらためて留意すべきは、彼らが古今人表の序に「与に善を為す可く、与に悪を為す可からざる」^ノ上知^ノと「与に惡を為す可く、与に善を為す可く、

に善を為す可からざる」^ノ下愚^ノとの中間である「与に善を為す可く、与に惡を為す可き」^ノ中人^ノ(中上)にランク付けされていることである。^ノ上中^ノ仁人^ノもしくは^ノ上下^ノ智人^ノに配される孔門弟子に対して、儀封人から楚狂接輿までは『論語』の登場人物のなかで言わば脇役的な位置を占める役人や隠者たちであり、続く師襄子・師己(乙)・賓牟賈の三人は孔子と同時期の樂師たち、公肩瑕(假)は季康子の母の埋葬にあたり、公輸若に対してその非礼を正した逸話をもつ。このように見てくると、衛視夷についてはしばらく措くとしても、彼らは孔門弟子のような儒家における中心的な存在ではなかつたものの、孔子とほぼ同じ時間と空間をそれぞれが自らの信念のままに生きた人物たちであつたことが知られる。

以上の検討を踏まえれば、『漢書』古今人表の史留と『史留問於夫子』の史留との間には、時代および人物の両面にわたって明瞭な共通性を認めることができ、両者が同一人物である蓋然性は、きわめて高いと見てよいであろう。

最後に関連する問題として、『漢書』古今人表の史留を『史留篇』の作者である史籀に比定する説についてふれておきたい。この見解は孫海波^(注13)や唐蘭^(注14)によって提出されたものであり、両氏は『漢書』芸文志および

『説文解字』叙が周の宣王の時と記す『史籀篇』の成立時期を春秋戦国の際まで引き下げるによつて、史籀と史留とが同一人物であると主張する^(注15)。この説についてはすでに林素清氏^(注16)による反論があり、『説文解字』に採録された籀文の検討を通して、古文字学の面から『史籀篇』の成立時期を春秋戦国期まで引き下げるべき根拠を認めがたいことが指摘されている。

『史籀問於夫子』はこの問題に対しても、『史籀篇』の作者である夫子^(注17)と古今人表の史留とが別人であることを証明する新史料と言えよう。

以上、本稿では『史籀問於夫子』の釈読を試み、史籀を中心におよそ若干の検討を加えた。資料上の制約もあつて、なお十分に把握しがたい部分も多く残されているが、本文篇が儒家思想研究資料としてのみならず、長らく未詳とされてきた『漢書』古今人表の史留の事跡を伝える資料としても貴重な意義をもつことについては、ほぼ明らかにし得たのではないかと思われる。

注

(1) 『上海博物館藏戰國楚竹書(九)』二七一一八八頁、上海古籍出版社、二〇一二年。

(2) 管見のおよんだ『史籀問於夫子』の釈読・綴合に関する先行研究は以下の通りである。

・張峰「『上博九・史籀問於夫子』初讀」(簡帛網、二〇一三年一月六日)。

・何有祖「讀《上海博物館藏戰國楚竹書(九)》札記」(簡帛網、二〇一三年一月六日)。

・高佑仁「『上博九』初讀」(簡帛網、二〇一三年一月八日)。

・單育辰「佔畢隨錄之十六」(簡帛網、二〇一三年一月九日)。
・王凱博「『史籀問於夫子』綴合三例」(簡帛網、二〇一三年一月十日)。

なお『史籀問於夫子』初讀・簡帛論壇に発表された諸家のコメントについては、上記論文の注記を参照されたい。

(3) 残簡の綴合については、E(簡6+簡7)は張峰氏(前掲注2)、D(孔子見季桓子簡25+簡5)およびF(簡9+簡8)は王凱博氏(前掲注2)の見解に従つた。また簡4については、張峰氏(前掲注2)によって『孔子見季桓子』簡9との綴合が指摘されており、「孔子見季桓子」への帰属が明らかであることから、検討の対象に含めなかつた。綴合後の釈文は以下のとおりである。

□恒聽同、故教於始乎哉。始得可人而與之□【簡4】□仁
援仁而進之、不仁人弗得進矣。始得不可人而與□【孔簡9】
なお『孔子見季桓子』に見える「仁」に関する内容については、

陳劍「『上博（六）・孔子見季桓子』重編新釈」（復旦大學出土
文獻與古文字研究中心編『出土文獻與古文字研究』第二輯、
一六〇—一八七頁、復旦大學出版社、二〇〇八年八月）參照。

- (4) 『上海博物館藏戰國楚竹書（九）』二七九頁（前掲注1）。
- (5) 上博楚簡における孔子の称呼については、拙稿『上博楚簡「弟子問」の文献的性格』（浅野裕一編『竹簡が語る古代中国思想（二）』二六一—二九一頁、汲古書院、二〇〇八年）参照。

(6) 『史舊問於夫子』と『孔子見季桓子』との同筆関係については、海天遊蹤『《史舊問於夫子》初讀』第14樓（簡帛論壇、二〇一三年一月五日）、松鼠「有關上博九的字迹情況」（簡帛論壇、二〇一三年一月五日）参照。また王凱博氏（前掲注2）は、

簡9と簡8との綴合を指摘し、当初、約三十七センチと推定

された完簡の簡長は約五十四センチで、『孔子見季桓子』の簡長と共にすることを明らかにしている。ただし両者は契口の位置を異にしており、同冊であった可能性は低い。

- (7) 王凱博氏（前掲注2）は残缺部の字跡の分析から簡3+簡

10の綴合を指摘している。この王氏の見解のうち簡3簡尾の残缺字を「始」字とみるのは妥当と思われるが、王氏が掲げる他の箇所の「始」字の「口」がいずれも横長の扁平な形態を示すのに対して、簡10の上部に残存する「口」はやや小ぶりで形態が少しく異なっており、簡3+簡10の綴合にはなお疑問の余地が残るようである。確かに綴合後の簡長は整合す

るが、他の残簡にもほぼ同じ箇所で断裂したと見られる例があるため、簡長面のみから綴合の妥当性を判断することは危険である。このような理由から、簡3+簡10の綴合については慎重を期して保留とした。

- (8) 『上海博物館藏戰國楚竹書（九）』二八七頁（前掲注1）。

(9) なお簡文「舊」と「留」との通用関係については、声符の共通性からすでに自明とも言えるが、張峰氏（前掲注2）が指摘するごとく、『礼記』緇衣篇「子曰、私惠不歸德、君子不自留焉」の「留」字を上博楚簡『紱衣』簡21では『史舊問於夫子』と同形の「舊」に作る例があり、両字の通用関係が実証される。

(10) 古今人表の序に「因茲以列九等之序、究極經傳、繼世相次、總備古今之略要云」（『漢書』第三冊、八六一頁、中華書局、一九六二年）とある。

- (11) 『史記漢書諸表訂補十種 下』六六八—六七〇頁、中華書局、一九八二年。

(12) 翟云升『校正古今人表』（『史記漢書諸表訂補十種 下』九九六頁、前掲注11）。なお翟云升は「史留」に注して「未詳。或曰即史廖、見史記秦記」と述べるが、「史廖」は秦の穆公（在位・前六五九—前六二一年）に仕え、春秋前期から中期にかけて活躍した人物であり、時代および事跡の点からここに配置されるのは不自然であり、「留」と「廖」との普通にもとづ

く附会の域を出ない。

- (13) 孫海波「說文籀文古文考」(『文哲月刊』第一卷第八期、一九三六年)。

(14) 唐蘭『中国文字學』一五五頁、上海古籍出版社、一九七九年。

(15) 『史籀篇』の時代および作者に関する諸説については、拙稿「『史籀篇』研究の新展開—出土文字資料と小学書研究—」(『創文』第四七八号、二〇〇五年八月) 参照。

(16) 林素清「說文》古籀文重探—兼論王國維〈戰國時秦用籀文六国用古文說〉」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第五十八本第一分、一九八七年)。

【附記】本稿は、平成二十五年八月二十七日に上海新協通国際大酒店で開催された第五十二回中國出土文献研究会における筆者の発表「上博（九）『史籀問於夫子』小考」をもとに定稿としたものである。席上、「質問やご意見を賜った会員各位に対し厚く御礼を申し上げたい。なお本稿は、平成二十五年度科学的研究費補助金基盤研究（C）「戰國簡牘文字の多様性と変遷に関する実証的研究」（課題番号24520466）による研究成果の一部である。